

言渡	平成22年12月21日
交付	平成22年12月21日
裁判所書記官	

平成22年(ワ)第2●●号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月26日

判 決

兵庫県芦屋市

原

告

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被

告

アコム株式会社

代表者代表取締役

木下盛好

訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 被告は原告に対し、金198万9789円及びこれに対する平成22年2月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は5分して、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。
- 4 この判決の第1項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 原告

- (1) 被告は原告に対し、金247万3849円及び内金239万9543円に対する平成22年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

2 被告

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 要旨

本件は、被告から継続的に金員の借入れをしていた原告が、弁済金について利息制限法の制限利息で計算すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金239万9543円、過払金利息7万4306円及び過払金元金に対する平成22年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めた事件である。

2 前提事実（証拠を掲げていない事実は当事者間に争いがない）

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間に、昭和58年4月28日以降、継続して金銭を借入れる取引（以下「本件取引」という。）を行っていた。
- (2) 原告と被告との取引は、別紙「計算書」の取引日、借入額、

返済額の各欄記載のとおりの内容で行われた（甲1）。

3 争点

(1) 取引の一体性と消滅時効

（原告）

本件取引は、前記の取引開始日から平成21年12月4日の最終取引日まで一連一体の取引である。

被告は、取引が昭和63年8月24日までの第1取引と、平成4年11月16日からの第2取引の2個の取引に分断されると主張し、消滅時効の援用をするが、次の事情からすれば、同主張は理由がない。

ア 昭和63年8月24日に当時の被告の計算上の債務の全額が弁済され、残高0となり、平成4年11月16日までの取引が行われていないことは事実であるが、第1取引に係る基本契約（以下「第1基本契約」という。）について解約された事実はなく、原告はいつでも借入れができる状態が継続していた。被告の主張によっても、第1基本契約が解約されたのは平成4年11月16日だということであるが、この時点で原告は被告から第1基本契約解約及び新たな基本契約締結の説明を受けていないし、もとより第1基本契約の契約書の返還もを受けていない。

イ 平成4年11月16日に新たなカードが発行されたのは事実であるが、それまでは旧カードの失効手続は取られて

いない。すなわち、カードの変更がなされただけであって、これは一連の取引の中でも必要に応じて行われることであって、カードが再発行されたからといって新たな取引になるわけではない以上、一連の取引として、継続して充当処理を行うことの妨げとはならない。

ウ 利率の変更についても、他社の動向を含めた当時の状況から利率が引き下げられたのにすぎないから、利率が変更されたことは一連一体の取引との判断の妨げとなるものではない。

エ 本件取引が一連一体の取引である以上、消滅時効の起算点は最終取引日以降であるから、被告の消滅時効の主張は理由がない。

(被告)

ア 本件取引は、一連一体の取引ではなく、次の2つの取引に分かれる(以下、各取引を順に「第1取引」、「第2取引」という。)

① 昭和58年4月28日～昭和63年8月24日

② 平成4年11月16日～平成21年12月4日

このように解すべき理由は次のとおりである。

(ア) 原告は、第1取引の期間中、間断なく、被告との間で金銭の貸借を行っていた。しかし、昭和63年8月24日に当時の債務全額である44万4975円を返済し、

以後、4年2か月もの長期間取引を行っていなかったの
であるから、当然、取引自体は継続していないと評価す
べきである。すなわち、貸借が一切行われぬ期間が長
期間継続する場合に、前の取引によって生じた過払金を
後の取引によって生ずる借入金に充当することは予想さ
れないからである。

- (イ) 原告は第1取引の期間中、被告の●支店と取引を行っ
ていたが、平成4年11月16日に訪ねたのは西宮支店
である。被告の同支店担当者は、第1基本契約のまま取
引を行うことはできないと考え、原告に基本契約に関す
る申込書である「AC会員入会申込書（受付票）」に住
所、氏名、生年月日、勤務先などの記載を求めた。更に、
被告担当者は、原告に対して、収入状況の聴取などを
行った上、確認作業及び信用情報機関に対する照会を行
うなど与信審査を行った上、貸付け極度額を50万円と
する第2基本契約を締結した。この際に、原告と被告は
第1基本契約を解約している。なお、第2基本契約の申
込みに際して、被告の事務処理上「振替」との記載がさ
れているのは、第1基本契約と第2基本契約が同一の契
約であることを示すものではない。被告において振替と
は、顧客が取引中に転勤・転居などによって従来の取扱
支店と取引をするのが不便になった場合に、顧客の希望

により顧客が希望する近隣の支店を取扱支店に変更することをいうのである。平成4年当時は、全国一括集中処理の事務センターなどはなかったから、顧客が被告に対し契約内容や支払期日の間合わせなどをする場合には、顧客は取扱支店に電話又は来店する必要がある、それが遠方にある場合には電話料金などが余分にかかることになるため、取扱支店の変更が必要になるのである。この手続は基本契約の契約手続や変更手続等を伴うものではなく、振替を希望するとの意思表示のみで終了するものである。本件において平成4年11月16日に行われた手続はこれとは全く異なり、新たな取引を行うか否かの判断を伴う契約手続であって、基本契約の同一性は全くない。

(2) 悪意の受益者

(被告)

最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁は、期限の利益喪失特約の下での利息制限法所定の制限を超える利息の支払の任意性を否定した最高裁の判決以前に貸金業者が同特約の下で制限超過部分を受領したことのみに理由に、当該貸金業者が民法704条の悪意の受益者と推定することはできない旨判示しており、本件においても被告は悪意の受益者と推定されるものではない。

(原告)

いわゆるみなし弁済規定を含む貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により，題名が貸金業法と改められた。）が施行されたのは昭和58年11月1日であるから，本件取引のうち，それ以前の取引についてはみなし弁済の規定の適用はあり得ない（同法付則6条1項）から，この間の約定利息の受領が有効となる余地はない。

また，その後についても，みなし弁済の規定の適用要件を満たしているとすべき事情は認められないから，被告が悪意の受益者であることは明らかである。

(3) 他債権との相殺

(被告)

ア 原告は，平成15年8月11日株式会社 [REDACTED] 銀行（平成18年1月4日以後は，株式会社 [REDACTED] 銀行であるが，これを含めて以下「[REDACTED] 銀行」という。）との間で，極度額50万円のカードローン契約（以下「本件カードローン契約」という。）を締結し，同時に [REDACTED] 信用保証株式会社（平成18年1月1日に [REDACTED] 保証株式会社に社名変更したが，これを含めて，以下「[REDACTED] 保証」という。）との間に，原告が本件カードローン契約に基づき [REDACTED] 銀行に対し負担する債務につき保証委託契約（以下「本件保証契約」とい

う。)を締結し、[]保証は[]銀行に対し保証した。

イ 原告は、本件カードローン契約に基づき[]銀行から借り入れを行ったが、平成22年1月8日、本件カードローン契約につき期限の利益を喪失した。

ウ 被告は、[]保証が平成21年9月1日に行った会社分割に伴い、同社から本件保証契約に基づく受託者の地位及び[]銀行に対する保証に基づく債務を承継した。

エ 被告は、平成22年2月24日、前記保証に基づき、[]銀行に対し、48万6689円を代位弁済し、原告に対し、同額の求償債権を取得した。

オ 被告は、平成22年6月1日の本件第2回口頭弁論期日において、前項記載の求償債権を自働債権として、原告が本訴で請求している不当利得返還請求権と対当額で相殺するとの意思表示をした。

(原告)

ア 被告の主張の内アの事実は認める。

イ 同イないしエの事実は不知。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (取引の一体性と消滅時効) について

- (1) 本件取引において、昭和63年8月24日から平成4年1月16日までの間、4年2か月以上の空白期間が存在することは争いがない。

そして、昭和63年8月24日までの取引の態様は、甲第1号証によれば、昭和58年9月12日に40万円の借入れがあつてからは、原告は2万円から3万円までの弁済を毎月行い、ある程度弁済したことにより借入れ極度額に余裕が生ずると極度額近くまでの借入れを行うという形で継続して取引を行っていたが、昭和63年8月24日に、44万4975円という借り換えの場合を除けばかつてない高額の弁済を振込入金の方法によりした後、平成4年11月16日まで全く取引がなかったのであるから、取引としてはこの段階で中断したとみる余地がある事案であることは明らかである。

(2) しかしながら、被告の事務処理上は、第1基本契約について、一定期間経過後に当然に解約といった処理はしておらず、記録上は平成4年11月16日の段階で解約したのにとどまる（甲第1号証）し、ATMによる借入れ・返済に使用するアコムカードについても、乙第9号証及び弁論の全趣旨によれば、同日の段階で廃棄した処理となっているのにとどまる。したがって、長期間の空白期間にもかかわらず、原告は従前のカードでの借入れが可能であったと認められる。

(3) 乙第6、第7、第10号証によれば、被告は、この時点で、原告に新たにAC会員入会申込書（乙6）を作成して貰い、免許証で氏名、住所、生年月日を確認し、住所の住宅地図等で住所を確認し、給与明細書で給与を確認するなど、新たに

契約を締結する場合と同様の調査をしていることが認められる。しかし、これは、被告が主張するように、原告がこの間に●市から●市に転居し、勤務先も変わったと申告したことに基づくと評価し得るのであって、与信審査の前提状況の大幅な変更があった結果、再度調査を行う必要があったというのとどまり、このことから直ちに取引自体が全く別個のものになったということとはできない。

- (4) 結局、本件取引は、昭和58年から始まった取引が平成4年11月16日まで継続していて、原告からの申し出がなければそのまま継続して借入れができる状態であったが、原告が、住居・勤務先等が変わったことを申告した結果、新たに審査を行い、カードも新しくしたというのに過ぎないから、契約自体が第1基本契約、第2基本契約と分かれるとしても、そのことにより、第1取引で生じた過払金について、その時点で直ちに過払金返還手続を行うことが当然予想できる関係ではなく、その両者は実質的には同一の基本契約と解するのが相当というべきである。したがって、第1取引について生じた過払金について、契約がまだ存在していた昭和63年8月24日から時効期間が進行することを前提とする被告の消滅時効の主張は理由がない。

2 争点2（悪意の受益者）について

被告は平成21年7月10日の最高裁判決を根拠に、被告が

悪意の受益者でないことを主張するが、同判決は、期限の利益喪失約款との関係において、悪意の受益者と推定されない場合について判示したのに留まり、みなし弁済のその他の要件を満たさなくても悪意の受益者と推定されないことを判示したものであるにもかかわらず、被告はみなし弁済の要件等を満たしていることについて何ら主張立証していないから、最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁に従い、被告は悪意の受益者と推定されるというべきである。

4 争点3 ([REDACTED] 銀行カードローンとの相殺)

- (1) 乙第1ないし第5号証によれば、被告が主張する反対債権の存在を認めることができる。
- (2) 相殺の意思表示がなされたことは当裁判所に顕著である。
- (3) 争点1及び争点2について前述したように、本件取引は一連の取引と認めるべきで、被告は悪意の受益者と認められるから、本件取引による過払金の額は平成21年12月4日の時点で239万9543円、未払の過払金利息は4万9982円（原告の計算書は、平成22年2月16日まで計上しているが、その根拠は不明である。）と、前記過払金元金に対する平成21年12月5日から支払済みまで年5分の割合による利息となる。

他方、前記の被告の自働債権は、48万6689円で、その発生日は平成22年2月24日である。

(4) したがって、前記未払過払利息4万9982円、平成22年2月24日までの利息2万6953円、過払金元金40万9754円が相殺により消滅する結果、平成22年2月24日時点の過払金元金残額は198万9789円となる。

5 結論

よって、原告の請求は、被告に対し、前記過払金元金198万9789円及びこれに対する平成22年2月25日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払いを求める限度で理由があるから認容すべきであるが、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所尼崎支部第2民事部

裁判官 富 川 照 雄

(別紙)

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム㈱

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
S58.04.28	100,000			18%	0		100,000	0	0	0
S58.05.30		104,160	32	18%	1,578	102,582	-2,582	0	0	0
S58.09.12	400,000		105	0%	0	0	397,381	0	37	37
S58.09.26		24,000	14	18%	2,743	21,257	376,124	0	0	0
S58.10.26		30,000	30	18%	5,564	24,436	351,688	0	0	0
S58.12.01		20,000	36	18%	6,243	13,757	337,931	0	0	0
S58.12.27		30,000	26	18%	4,332	25,668	312,263	0	0	0
S58.12.31			4	18%	615	0	312,263	615	0	0
S59.01.28		13,000	28	18%	4,300	8,085	304,178	0	0	0
S59.02.27		20,000	30	18%	4,487	15,513	288,665	0	0	0
S59.03.27		20,000	29	18%	4,117	15,883	272,782	0	0	0
S59.04.27		20,000	31	18%	4,158	15,842	256,940	0	0	0
S59.05.04		332,279	7	18%	884	331,395	-74,455	0	0	0
S59.05.04	332,279		0	0%	0	0	257,824	0	0	0
S59.05.08	160,000		4	18%	507	0	417,824	507	0	0
S59.06.01		509,365	24	18%	4,931	503,927	-86,103	0	0	0
S59.12.31			213	0%	0	0	-86,103	0	2,505	0
S60.01.07	500,000		7	0%	0	0	411,310	0	82	2,587
S60.02.01		516,250	25	18%	5,070	511,180	-99,870	0	0	0
S60.05.11	200,000		99	0%	0	0	98,776	0	1,354	1,354
S60.05.14	100,000		3	18%	146	0	198,776	146	0	0
S60.05.27	200,000		13	18%	1,274	0	398,776	1,420	0	0
S60.06.15		25,000	19	18%	3,736	19,844	378,932	0	0	0
S60.06.24		494,883	9	18%	1,681	493,202	-114,270	0	0	0
S60.08.02	300,000		39	0%	0	0	185,120	0	610	610
S60.08.20	100,000		18	18%	1,643	0	285,120	1,643	0	0
S60.09.06		20,000	17	18%	2,390	15,967	269,153	0	0	0
S60.09.25	100,000		19	18%	2,521	0	369,153	2,521	0	0
S60.10.11		25,000	16	18%	2,912	19,567	349,586	0	0	0
S60.10.11		484,765	0	18%	0	484,765	-135,179	0	0	0
S60.10.11	484,765		0	0%	0	0	349,586	0	0	0
S60.11.15		25,000	35	18%	6,033	18,967	330,619	0	0	0
S60.12.16		25,000	31	18%	5,054	19,946	310,673	0	0	0
S60.12.31			15	18%	2,298	0	310,673	2,298	0	0
S61.01.20		25,000	20	18%	3,064	19,638	291,035	0	0	0
S61.02.24	30,000		35	18%	5,023	0	321,035	5,023	0	0
S61.02.24		25,000	0	18%	0	19,977	301,058	0	0	0
S61.03.31		25,000	35	18%	5,196	19,804	281,254	0	0	0
S61.05.05		25,000	35	18%	4,854	20,146	261,108	0	0	0
S61.06.09		25,000	35	18%	4,506	20,494	240,614	0	0	0
S61.07.17		30,000	38	18%	4,509	25,491	215,123	0	0	0
S61.08.22		25,000	36	18%	3,819	21,181	193,942	0	0	0
S61.09.25		25,000	34	18%	3,251	21,749	172,193	0	0	0
S61.10.27		25,000	32	18%	2,717	22,283	149,910	0	0	0
S61.11.27		25,000	31	18%	2,291	22,709	127,201	0	0	0
S61.12.29		25,000	32	18%	2,007	22,993	104,208	0	0	0
S61.12.31			2	18%	102	0	104,208	102	0	0
S62.01.31		25,000	31	18%	1,593	23,305	80,903	0	0	0
S62.02.24		404,767	24	18%	957	403,810	-322,907	0	0	0
S62.02.24	500,000		0	0%	0	0	177,093	0	0	0
S62.03.31		24,000	35	18%	3,056	20,944	156,149	0	0	0
S62.05.08		25,000	38	18%	2,926	22,074	134,075	0	0	0
S62.05.28		25,000	20	18%	1,322	23,678	110,397	0	0	0
S62.06.30		25,000	33	18%	1,796	23,204	87,193	0	0	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム(株)

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
S62.07.27		25,000	27	18%	1,160	23,840	63,353	0	0	0
S62.08.28		25,000	32	18%	999	24,001	39,352	0	0	0
S62.09.29		25,000	32	18%	621	24,379	14,973	0	0	0
S62.10.28		25,000	29	18%	214	24,786	-9,813	0	0	0
S62.12.01		25,000	34	0%	0	25,000	-34,813	0	45	0
S62.12.28		25,000	27	0%	0	25,000	-59,813	0	128	0
S62.12.31			3	0%	0	0	-59,813	0	24	0
S63.01.28		25,000	28	0%	0	25,000	-84,813	0	228	0
S63.02.29		24,000	32	0%	0	24,000	-108,813	0	370	0
S63.03.30	130,000		30	0%	0	0	19,947	0	445	1,240
S63.04.01		25,000	2	18%	19	24,981	-5,034	0	0	0
S63.04.27		25,000	26	0%	0	25,000	-30,034	0	17	0
S63.06.03		25,000	37	0%	0	25,000	-55,034	0	151	0
S63.06.30		25,000	27	0%	0	25,000	-80,034	0	202	0
S63.07.26		30,000	26	0%	0	30,000	-110,034	0	284	0
S63.08.24		444,975	29	0%	0	444,975	-555,009	0	435	0
S63.12.31			129	0%	0	0	-555,009	0	9,780	0
H01.12.31			365	0%	0	0	-555,009	0	27,750	0
H02.12.31			365	0%	0	0	-555,009	0	27,750	0
H03.12.31			365	0%	0	0	-555,009	0	27,750	0
H04.11.16	500,000		321	0%	0	0	-173,466	0	24,338	118,457
H04.12.21		50,000	35	0%	0	50,000	-223,466	0	829	0
H04.12.31			10	0%	0	0	-223,466	0	305	0
H05.01.25		30,000	25	0%	0	30,000	-253,466	0	765	0
H05.03.02		25,000	36	0%	0	25,000	-278,466	0	1,249	0
H05.04.06		30,000	35	0%	0	30,000	-308,466	0	1,335	0
H05.05.11	80,000		35	0%	0	0	-234,427	0	1,478	5,961
H05.05.11		30,000	0	0%	0	30,000	-264,427	0	0	0
H05.06.15		30,000	35	0%	0	30,000	-294,427	0	1,267	0
H05.07.20	37,000		35	0%	0	0	-260,105	0	1,411	2,678
H05.07.20		30,000	0	0%	0	30,000	-290,105	0	0	0
H05.08.24	17,000		35	0%	0	0	-274,495	0	1,390	1,390
H05.08.24		20,000	0	0%	0	20,000	-294,495	0	0	0
H05.09.28		25,000	35	0%	0	25,000	-319,495	0	1,411	0
H05.10.28		30,000	30	0%	0	30,000	-349,495	0	1,312	0
H05.11.29		30,000	32	0%	0	30,000	-379,495	0	1,532	0
H05.12.30		25,000	31	0%	0	25,000	-404,495	0	1,611	0
H05.12.31			1	0%	0	0	-404,495	0	55	0
H06.01.09	69,000		9	0%	0	0	-341,914	0	498	6,419
H06.02.05		25,000	27	0%	0	25,000	-366,914	0	1,264	0
H06.02.05	10,000		0	0%	0	0	-358,178	0	0	1,264
H06.03.14		20,000	37	0%	0	20,000	-378,178	0	1,815	0
H06.04.20		20,000	37	0%	0	20,000	-398,178	0	1,916	0
H06.05.26		25,000	36	0%	0	25,000	-423,178	0	1,963	0
H06.07.01		30,000	36	0%	0	30,000	-453,178	0	2,086	0
H06.07.05	38,000		4	0%	0	0	-423,206	0	248	8,028
H06.08.08		21,000	34	0%	0	21,000	-444,206	0	1,971	0
H06.09.13		20,000	36	0%	0	20,000	-464,206	0	2,190	0
H06.10.14		15,000	31	0%	0	15,000	-479,206	0	1,971	0
H06.10.14	14,000		0	0%	0	0	-471,338	0	0	6,132
H06.11.04		508,205	21	0%	0	508,205	-979,543	0	1,355	0
H06.12.31			57	0%	0	0	-979,543	0	7,648	0
H07.04.18	500,000		108	0%	0	0	-503,037	0	14,491	23,494
H07.05.29		30,000	41	0%	0	30,000	-533,037	0	2,825	0

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム(株)

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H07.07.10		25,000	42	0%	0	25,000	-558,037	0	3,066	0
H07.08.07		20,000	28	0%	0	20,000	-578,037	0	2,140	0
H07.08.07	30,000		0	0%	0	0	-556,068	0	0	8,031
H07.09.11		20,000	35	0%	0	20,000	-576,068	0	2,666	0
H07.10.24		23,000	43	0%	0	23,000	-599,068	0	3,393	0
H07.12.01		40,000	38	0%	0	40,000	-639,068	0	3,118	0
H07.12.31			30	0%	0	0	-639,068	0	2,626	0
H08.01.10		30,000	10	0%	0	30,000	-669,068	0	873	0
H08.02.14		20,000	35	0%	0	20,000	-689,068	0	3,199	0
H08.02.14	50,000		0	0%	0	0	-654,943	0	0	15,875
H08.03.03	8,000		18	0%	0	0	-648,553	0	1,610	1,610
H08.03.21		20,000	18	0%	0	20,000	-668,553	0	1,594	0
H08.04.24	6,000		34	0%	0	0	-667,252	0	3,105	4,699
H08.04.26		20,000	2	0%	0	20,000	-687,252	0	182	0
H08.06.07		25,000	42	0%	0	25,000	-712,252	0	3,943	0
H08.07.15		30,000	38	0%	0	30,000	-742,252	0	3,697	0
H08.08.20		30,000	36	0%	0	30,000	-772,252	0	3,650	0
H08.09.25		20,000	36	0%	0	20,000	-792,252	0	3,797	0
H08.10.15		455,581	20	0%	0	455,581	-1,247,833	0	2,164	0
H08.12.31			77	0%	0	0	-1,247,833	0	13,126	0
H09.12.31			365	0%	0	0	-1,247,833	0	62,391	0
H10.12.31			365	0%	0	0	-1,247,833	0	62,391	0
H11.12.31			365	0%	0	0	-1,247,833	0	62,391	0
H12.12.31			366	0%	0	0	-1,247,833	0	62,391	0
H13.12.31			365	0%	0	0	-1,247,833	0	62,391	0
H14.08.05	500,000		217	0%	0	0	-1,127,440	0	37,093	379,607
H14.09.09		20,000	35	0%	0	20,000	-1,147,440	0	5,405	0
H14.10.06		21,000	27	0%	0	21,000	-1,168,440	0	4,243	0
H14.11.05		20,000	30	0%	0	20,000	-1,188,440	0	4,801	0
H14.12.05		21,000	30	0%	0	21,000	-1,209,440	0	4,884	0
H14.12.31			26	0%	0	0	-1,209,440	0	4,307	0
H15.01.06		21,000	6	0%	0	21,000	-1,230,440	0	994	0
H15.02.05		25,000	30	0%	0	25,000	-1,255,440	0	5,056	0
H15.03.03		21,000	26	0%	0	21,000	-1,276,440	0	4,471	0
H15.04.03	50,000		31	0%	0	0	-1,266,021	0	5,420	39,581
H15.04.05		30,000	2	0%	0	30,000	-1,296,021	0	346	0
H15.04.22		460,000	17	0%	0	460,000	-1,756,021	0	3,018	0
H15.04.22		8,506	0	0%	0	8,506	-1,764,527	0	0	0
H15.12.31			253	0%	0	0	-1,764,527	0	61,154	0
H16.12.31			366	0%	0	0	-1,764,527	0	88,226	0
H17.07.04	500,000		185	0%	0	0	-1,461,988	0	44,717	197,461
H17.08.04		21,000	31	0%	0	21,000	-1,482,988	0	6,208	0
H17.09.05		30,000	32	0%	0	30,000	-1,512,988	0	6,500	0
H17.10.05		21,000	30	0%	0	21,000	-1,533,988	0	6,217	0
H17.10.16	20,000		11	0%	0	0	-1,533,988	0	2,311	20,000
H17.11.05		20,000	20	0%	0	20,000	-1,553,988	0	4,202	0
H17.12.05		21,000	30	0%	0	21,000	-1,574,988	0	6,386	0
H17.12.31			26	0%	0	0	-1,574,988	0	5,609	0
H18.01.05		25,000	5	0%	0	25,000	-1,599,988	0	1,078	0
H18.02.05		21,000	31	0%	0	21,000	-1,620,988	0	6,794	0
H18.02.06	50,000		1	0%	0	0	-1,596,515	0	222	25,527
H18.03.13		20,000	35	0%	0	20,000	-1,616,515	0	7,654	0
H18.04.17		20,000	35	0%	0	20,000	-1,636,515	0	7,750	0
H18.05.22	10,000		35	0%	0	0	-1,636,515	0	7,846	10,000

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム㈱

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H18.05.23		20,000	1	0%	0	20,000	-1,656,515	0	224	0
H18.06.27		20,000	35	0%	0	20,000	-1,676,515	0	7,942	0
H18.07.13	20,000		16	0%	0	0	-1,676,515	0	3,674	20,000
H18.08.01		20,000	19	0%	0	20,000	-1,696,515	0	4,363	0
H18.09.06		20,000	36	0%	0	20,000	-1,716,515	0	8,366	0
H18.10.10	10,000		34	0%	0	0	-1,716,515	0	7,994	10,000
H18.10.11		20,000	1	0%	0	20,000	-1,736,515	0	235	0
H18.11.13		20,000	33	0%	0	20,000	-1,756,515	0	7,849	0
H18.11.28	10,000		15	0%	0	0	-1,756,515	0	3,609	10,000
H18.12.14		22,000	16	0%	0	22,000	-1,778,515	0	3,849	0
H18.12.31			17	0%	0	0	-1,778,515	0	4,141	0
H19.01.04	10,000		4	0%	0	0	-1,778,515	0	974	10,000
H19.01.16		20,000	12	0%	0	20,000	-1,798,515	0	2,923	0
H19.02.05	10,000		20	0%	0	0	-1,798,515	0	4,927	10,000
H19.02.20		20,000	15	0%	0	20,000	-1,818,515	0	3,695	0
H19.02.21	10,000		1	0%	0	0	-1,818,515	0	249	10,000
H19.03.27		20,000	34	0%	0	20,000	-1,838,515	0	8,469	0
H19.04.18		20,000	22	0%	0	20,000	-1,858,515	0	5,540	0
H19.05.23		25,000	35	0%	0	25,000	-1,883,515	0	8,910	0
H19.06.23		20,000	31	0%	0	20,000	-1,903,515	0	7,998	0
H19.07.23		30,000	30	0%	0	30,000	-1,933,515	0	7,822	0
H19.08.27		20,000	35	0%	0	20,000	-1,953,515	0	9,270	0
H19.09.27		30,000	31	0%	0	30,000	-1,983,515	0	8,295	0
H19.10.12	30,000		15	0%	0	0	-1,983,515	0	4,075	30,000
H19.10.31		25,000	19	0%	0	25,000	-2,008,515	0	5,162	0
H19.11.06	30,000		6	0%	0	0	-2,008,515	0	1,650	30,000
H19.11.11	30,000		5	0%	0	0	-1,995,345	0	1,375	16,830
H19.12.05		20,000	24	0%	0	20,000	-2,015,345	0	6,560	0
H19.12.31			26	0%	0	0	-2,015,345	0	7,177	0
H20.01.09		30,000	9	0%	0	30,000	-2,045,345	0	2,477	0
H20.02.13		20,000	35	0%	0	20,000	-2,065,345	0	9,779	0
H20.03.04	30,000		20	0%	0	0	-2,065,345	0	5,643	30,000
H20.03.17		20,000	13	0%	0	20,000	-2,085,345	0	3,667	0
H20.03.23	10,000		6	0%	0	0	-2,082,357	0	1,709	7,012
H20.04.21		25,000	29	0%	0	25,000	-2,107,357	0	8,249	0
H20.05.07	20,000		16	0%	0	0	-2,100,212	0	4,606	12,855
H20.05.26		17,000	19	0%	0	17,000	-2,117,212	0	5,451	0
H20.06.27		30,000	32	0%	0	30,000	-2,147,212	0	9,255	0
H20.07.31		20,000	34	0%	0	20,000	-2,167,212	0	9,973	0
H20.08.04	40,000		4	0%	0	0	-2,153,075	0	1,184	25,863
H20.09.03		15,000	30	0%	0	15,000	-2,168,075	0	8,824	0
H20.09.10	10,000		7	0%	0	0	-2,168,075	0	2,073	10,000
H20.10.08		15,000	28	0%	0	15,000	-2,183,075	0	8,293	0
H20.11.10		15,000	33	0%	0	15,000	-2,198,075	0	9,841	0
H20.12.01		15,000	21	0%	0	15,000	-2,213,075	0	6,305	0
H20.12.31			30	0%	0	0	-2,213,075	0	9,069	0
H21.01.13		15,000	13	0%	0	15,000	-2,228,075	0	3,941	0
H21.02.16		30,000	34	0%	0	30,000	-2,258,075	0	10,377	0
H21.03.12		30,000	24	0%	0	30,000	-2,288,075	0	7,423	0
H21.04.16		15,000	35	0%	0	15,000	-2,303,075	0	10,970	0
H21.05.07	80,000		21	0%	0	0	-2,296,816	0	6,625	73,741
H21.05.19		15,000	12	0%	0	15,000	-2,311,816	0	3,775	0
H21.06.23		15,000	35	0%	0	15,000	-2,326,816	0	11,084	0
H21.07.02	20,000		9	0%	0	0	-2,324,543	0	2,868	17,727

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 アコム(株)

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H21.07.28		15,000	26	0%	0	15,000	-2,339,543	0	8,279	0
H21.09.01		15,000	35	0%	0	15,000	-2,354,543	0	11,216	0
H21.10.06		15,000	35	0%	0	15,000	-2,369,543	0	11,288	0
H21.11.10		15,000	35	0%	0	15,000	-2,384,543	0	11,360	0
H21.12.04		15,000	24	0%	0	15,000	-2,399,543	0	7,839	0
H21.12.31			27	0%	0	0	-2,399,543	0	8,875	0
H22.02.16			47	0%	0	0	-2,399,543	0	15,449	0
									未充当計	
									74,306	

(以上)

これは正本である。

平成 22 年 12 月 21 日

神戸地方裁判所尼崎支部

裁判所書記官 下之段 圭

